

一宮市感染症予防計画 概要版

基本理念

様々な感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、まん延防止のための体制を整備し、すべての市民が安心して暮らすことができる社会を実現。

策定の背景

新型コロナウイルス感染症へのこれまでの様々な対応を踏まえ、感染症法が 2022 年 12 月 9 日に改正された。

法改正により、新たな感染症が発生しまん延した場合に、病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制強化等の措置を講ずることとされた。

平時からの備えを確実に推進するため、国の基本指針に基づき、都道府県感染症予防計画の記載事項を充実するとともに、病床・外来・医療人材・後方支援・検査能力等の確保について、数値目標を明記することが義務付けられた。さらに、保健所設置市においても、策定が必要となった。（一部任意項目あり）

計画期間

2024 年度から 2029 年度までの 6 年間（3 年に 1 回中間見直し）

一宮市感染症予防計画（案）の章立て

第 1	一宮市感染症予防計画の基本理念
第 2	感染症の発生の予防のための施策
第 3	感染症のまん延の防止のための施策
第 4	感染症・病原体に関する情報収集・調査研究
第 5	病原体の検査実施体制・検査能力向上 【目標（検査の実施能力）】
第 6	感染症患者の移送体制の確保
第 7	外出自粛対象者の療養生活の環境整備
第 8	啓発・知識普及、患者の人権の尊重
第 9	感染症の予防に関する人材養成・資質向上 【目標（研修や訓練回数）】
第 10	保健所の体制確保 【目標（保健所の人員、IHEAT 要員確保数）】
第 11	緊急時における病原体等の検査の実施等
第 12	その他感染症予防の推進に関する重要事項

一宮市感染症予防計画に盛り込む数値目標

新たな感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制を構築するため、具体的な数値目標を定める。数値目標は、国の基本指針に即し新型コロナウイルス感染症の感染拡大ピーク時に対応した最大値での設定を目指す。

- (1) 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
(愛知県衛生研究所と連携し、流行初期段階から検査を迅速に行う体制整備のため、検査実施可能件数の目標数を設定)

	目標値	
	流行初期（発生公表後 3 か月まで）のうち、公表後 1 か月以内に立ち上げ	流行初期以降（発生公表後 6 か月まで）
検査の実施能力	20 件／日	120 件／日

※令和 6 年 3 月時点において、市保健所検査室は愛知県清須保健所試験検査課と検査室を共用しており、新型コロナウイルス感染症等の検査はできないため、愛知県衛生研究所へ検査依頼する。

- (2) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
(保健所職員等の研修実施回数の目標数を国基本指針に即し設定)

対象	目標値
	研修や訓練の実施または参加の回数
感染症有事体制に構成される人員	年 1 回以上

※国や国立感染症研究所が実施する研修への参加に派遣した場合も含む。

- (3) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項
(流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応するために、必要となる人員の目標数を設定)

目標値	
流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	即応可能な IHEAT 要員の確保数（IHEAT 研修受講数）
120 人	5 人